

## 令和3年2月 定例教育委員会 会議録 要旨

### 1 日 時

令和3年2月25日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時31分

### 2 場 所

市役所西館 2-6 会議室

### 3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 大庭委員 今村委員 飯盛委員 荒牧委員 白木原委員 吉田委員

欠席者 なし

### 4. 会議出席職員

山口教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 西村保育幼稚園課長 森永生  
涯学習課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 山下教育総務課庶務係長

### 5. 傍聴者

なし

### 6. 教育長の報告事項

- ・令和3年に入り2か月が過ぎようとしており、来年度に向けてのつなぎの時期に来ている。
- ・新型コロナウイルス感染症について、全国的には陽性者は下降ぎみだが、まだ一部緊急事態宣言が続いており、医療体制が厳しい自治体もあり、経済と生活がうまくいっていない状況。
- ・感染症が流行してもうすぐ一年になるが、県内の陽性者は去年の3月から12月で468件。今年は今現在で1,000人を超えたため567件で、3波は非常に激しい数の推移が見られ亡くなった方は8名。
- ・小城市では3月から12月は55件で1月、2月は19件で意識は高いと感じる。
- ・ウイルスは消滅しているわけではないので感染する可能性は今後もある。
- ・国のほうではワクチン接種が始まるためその効果が出てくれることを期待している。
- ・今月13日、夜11時過ぎに福島県付近で震度6強を観測する地震が起きた。これは2011年の3月11日に起きた東日本大震災の余震ということで、大地震から早いもので10年がたつ。我々は地震がよくあるわけではないので危機感が少ないが、改めて風化させてはならないと感じた。
- ・栃木県では山火事が発生し、避難勧告が出ている。人為的な可能性もあるが、春にかけては山火事も注意しなければならないと思っている。
- ・残念なことに差別や偏見、誹謗中傷という人権問題がクローズアップされており、社会問題だと認識している。だからこそ教育における人づくりに腰を据えて行う必要がある。
- ・感染対策をしながらの活動になるが、人と接する中で応援や励ましの言葉を言えるような行動が人を元気に、笑顔にすることにつながると思うので、日常の教育活動を根気強く取り組むべき。
- ・郡市対抗県内一周駅伝大会は1日の開催だったが、小城市チームが9連覇し、小城市民にとって元気になる明るい話題となった。
- ・1日、全体朝礼。人権擁護審議会は書面決議に変更。
- ・2日、経営戦略会議。
- ・3日、私立一般入学試験、4日県立特別選抜入試。すでに可否も決定している。
- ・4日、第2回文化財保護審議会の開催。今回は2回しか審議会を開催していないため、今年度

の指定は見送り、来年度指定候補の優先順位等の検討を行った。課長副課長会議の開催。

- ・ 5日、東部管内教育長協議会の開催。人事に関わることで、5日、12日、19日で協議会は住んでいる。郡市対抗駅伝小城市団結式の開催。
- ・ 6日、今年度最後の土曜授業の開催。
- ・ 9日、いじめ問題専門委員会。
- ・ 10日、臨時教育委員会。
- ・ 15日、小城市児童生徒安全確保推進会議。
- ・ 16日、課長副課長会議。ゆめぷらっと小域にて小域給食センター学校給食運営委員会開催。
- ・ 17日、定例校長会。認定こども園移行に係る三日月幼稚園保護者説明会。
- ・ 18日、社会人権・同和教育協議会は書面決議へ変更。第5回教育支援委員会。
- ・ 19日、第61回郡市対抗県内一周駅伝大会が1日のみ開催。
- ・ 23日、一般質問市長勉強会で教育委員会部分の勉強会を行った。
- ・ 24日、当初予算議員勉強会。県内一周駅伝大会9連覇表敬訪問。
- ・ 25日、定例教育委員会。
- ・ 今後の予定は明日26日、議会開会で3月16日までの会期予定。一般質問が3月1日から4日、文教厚生常任委員会については3月11日。
- ・ 3月については6日に中学校と芦刈観瀾校の卒業式、19日は小学校の卒業式。

#### 【意見・質問】

##### ○B委員

第5回教育支援委員会で、学級編制や教室のキャパでご苦労されていると思うが、子どもの推移としては増えているのか。

##### ○教育長

割合からしても数は多い。保護者の意識も高まっているのであとは理解を得ながら就学をどうしていくかということを考えなくてはならない。

## 7. 議 事

### 第1 議決事項

#### 【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

#### 【意見・質問】

なし

#### 【結果】

承認

#### 【議案第23号】

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

#### 【説明】

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、令和3年4月1日で統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育委員会の規則を改正する必要があるため。

現行では、第53条「事務長又は」というところを、改正後には「統括事務長及び事務長又

は」ということに改正するもの。

**【結果】**

承認

**【議案第 24 号】**

小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

**【説明】**

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、令和 3 年 4 月 1 日付で統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育委員会の規程を改正する必要があるため。

先ほどの議案第 23 号と同じように、改正後に「統括事務長及び事務長」というところで、「統括事務長」を加えるもの。

**○E委員**

この現行と改正後（案）のページ、現行では普通だが、改正後に「、統括事務長」が加えられており、その後に「事務長」とある。統括事務長が加わるということは、この「事務長」は、サブになるような感じか。

**○学校教育担当部長**

統括事務長というのは、もっと幅広いエリアのほうを統括する方で、東部エリア、西部エリアというところを管轄される。事務長は小城市でいうと、南部と北部に分かれた中の事務を司る方で、それぞれこの方も学校内の事務もするということになる。だから、サブという表現はちょっと。統括するエリアが違うということでご理解していただいたほうがいい。

**○教育長**

今回の県の人事上、事務職の位置づけが少し変わって、統括事務長の管轄というのは先ほど言われたエリアだが、要するに学校のほうにも役割がもう入ってきてから統括事務長も入ってこないといけないということになってきている。その説明まで。

**○学校教育担当部長**

この後、議案第 25 号でも出るが、統括事務長は幅広いエリアを管轄しており、学校内の事務的な仕事は、基本的にはその職務に当たっていなかったが、統括事務長と、現状でいうと芦刈に統括事務長さんがいらっしゃって、同じように南部エリアには、牛津にも事務長がいらっしゃったが、このように同じエリアのところに 2 人の統括と事務長を置くというふうなことは県が今後ほしくないということで、どちらかしか置けなくなった。統括事務長がいる場合は、この方も学校内の事務的な職務をできるということで職務内容の変更がなったためにこのような位置づけになったものというふうにご理解いただければと思う。

**【結果】**

承認

**【議案第 25 号】**

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要項の一部を改正する告示

**【説明】**

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、令和 3 年 4 月 1 日付で統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育委員会の要綱を改正する必要があるため。

「事務長」だけになっているところを、「統括事務長又は事務長」として、統括事務長を加えるもの。

**【結果】**

承認

**【議案第 26 号】**

小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

**【説明】**

◇文化課長が説明

提案理由として、小城市民図書館小城館の開館時間の変更に伴い、小城市民図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する必要がある。

現在は、小城館、三日月館ともに、金曜日は午後 7 時までの開館となっている。金曜日の遅出と区分をしていたが、令和 3 年 4 月から、小城館は金曜日は 18 時に閉館するため、金曜日も 2 番の勤務時間区分である「平日遅出（金曜日を除く。）」ということを使用することになる。そのため、勤務時間の区分を「2 平日遅出（金曜日を除く。）」を、「2 平日 遅出①」、「3 金曜日遅出」というのを、「3 平日 遅出②」へと文言を整理して改正するもの。

**【結果】**

承認

第 2 協議事項

**【協議第 10 号】**

市長の権限に属する事務の補助執行について

**【説明】**

◇教育総務課長が説明

協議理由としては、小城市立認定こども園に関する事務の補助執行について地方自治法第 180 条の 2 の規定により別紙のとおり協議するもの。

市町から教育長への協議文書の補助執行させる理由として、「小城市立認定こども園に関する事務については市長権限に属する事務である」ということが書かれている。

そして、「貴委員会事務局で事務を行うことにより合理的及び効率的に事務を行えることから、貴委員会事務局の職員に補助執行をさせたい」という協議内容。

協議をお願いする。

**【結果】**

了承

### 第3 報告事項

#### 【報告第49号】

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

#### 【説明】

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、令和3年4月1日付での統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育長の事務委任規程を改正したので、報告するもの。

こちらに関しても、「統括事務長」という文言を加えるもの。

#### 【結果】

了承

### 8. その他

(1)教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

- ①TOS S佐賀「第9回 TOS S全国1000会場教え方セミナー in 佐賀」の後援申請。
- ②小城女子ミニバスケットボールクラブ「第12回 祇園カップ」の後援申請。
- ③佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭「第25回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭」の後援申請。
- ④小城少年少女合唱団「第27回 小城少年少女合唱団 定期発表会」の後援申請。
- ⑤小城あかりプロジェクト「小城あかりプロジェクト」の後援申請。
- ⑥土井敏邦氏後援・上映会実行委員会「土井敏邦氏講演会・上映会」の後援申請。
- ⑦能古島青少年育成協会「2021夏休み「能古島自然教室」」の後援申請。以上7件で承認。

#### 【結果】

了承

(2)令和3年度小城市育英学生候補者選考委員会の日程について

◇教育総務課庶務係長が説明

令和3年度小城市育英学生候補者選考委員会の日程についてご案内する。

令和3年度から給付型の奨学生の選考も含めて、候補者選考委員会を行う。

日程は4月9日金曜日、13時15分から大会議室で行う。

教育委員の皆様方は、選考委員になっているので、日程の確保をお願いしたい。

今回は給付型奨学生の初めての選考委員会、プラス、従来どおりの貸付の選考も行うため、時間的に長くなるかと予定しているが、よろしく願います。

#### 【結果】

了承

(3)小城市立小・中学校令和2年度卒業証書授与式及び令和3年度入学式について

◇教育総務課長が説明

卒業式については3月6日の土曜日と、3月19日の金曜日。

また、令和3年度の入学式については、4月9日の金曜日と、4月12日の月曜日となっているので、教育委員の皆様のお出席をよろしく願います。

また、保育幼稚園課から卒園式、入園式の案内もあるので、続けてお願いします。

◇保育幼稚園課長が説明

保育園、幼稚園等の令和2年度の卒園式及び令和3年度の入園式については、昨年同様、来賓者なしで開催をしていきたいと思っているので、今回案内等はない。

○教育長

今回は告辞ということで、教育委員会としてのお祝いをしっかりしたいと思うので、よろしくお願いします。

【結果】

了承

(4) 令和3年おぎ観桜大会の中止について

◇生涯学習課長が説明

観桜大会については、大会が例年2箇月程度あり、早い競技のほうでは3月6日から開始されるということで、例年非常に盛り上がりを見せるイベントとなっていた。

12月11日時点では、県内の感染者も少ないということで、開催したいという意向がなされていたが、1月8日の首都圏の緊急事態宣言を受け、今回、小城市体育協会、小城町体育協会、小城市の3者の中で話し合いを行い、全体的には中止を決定したものの。

【結果】

了承

(5) 郡市対抗県内一周駅伝大会の結果について

◇生涯学習課長が説明

今回、本来であれば3日間の通常開催になっていたが、事実上、緊急事態宣言が解除されないこともあり、1日だけの開催になった。

2月19日金曜日だけの11区間の101.8キロ、13チームの参加があった。

大会結果としては、小城市チームは5時間5分8秒で、9年連続の10度目の優勝を果たした。

結果的には前半、後半も1位で、非常に速いスピードの中で競われたと思っている。

表彰については、梶原選手、安藤選手の2名が優秀選手として選考されている。

今回、非常に小城市のほうにも光、あるいは元気を与えていただいたという結果だったので、私どもも非常に喜んでいる。

【結果】

了承

9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 3月25日(木) 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（非公開）

【承認】

【議案第27号】

令和3年第1回小城市議会定例会における教育委員会所管議案について

【承認】

【議案第28号】

小城市立小中学校教職員の人事異動について

【承認】

第2 報告事項

【報告第50号】

就学援助の認定について

【了承】

【報告第51号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】

【報告第52号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】